

宇部市新火葬場整備運営事業 その他意見回答

No.		頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	意見の内容	回答
1	基本計画	67	8	2	2				基本条件の整理	表8-3 施設整備費の算定における調査設計費について、国土交通省告示98号に基づく算定(文化・交流・公益施設第1類)にて算出されていますが、火葬場は(文化・交流・公益施設 第2類)にて見直しをしていただけないでしょうか。	文化・交流・公益施設第2類にて積算します。
2	基本計画	67	8	8.2	8.2.2	(1)			基本条件の整理	表8-3 施設整備費の概算(設計・建設費:VFM算出対象)のうち基本設計費、実施設計費、工事監理費、その他業務費の算出根拠(備考)に国土交通省告示98号に基づく算定(文化・交流・公益施設 第1類)と記載があります。 国土交通省の運用では、特殊な建築物(火葬場)に略算方式は不適切とありますが、略算方式で当施設的设计費の算出を行うのであれば、【文化・交流・公益施設 第2類】で算定すべきと考えます。適正な設計料の算出をお願いいたします。また、公告時期に見合った労務単価の計上をよろしくお願い申し上げます。	文化・交流・公益施設第2類にて積算します。